

1. 目 次

- 【1】地理的表示海外保護・侵害対策の公募について（日本地理的表示協議会）
- …… イベント情報 …… ■
- 【2】「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」説明会を開催します
（中国経済産業局、中小企業庁）
- 【3】（初級）特許情報活用研修（先行調査を覗いてみよう!）募集中（INPIT）
- …… ■
- 【4】【知財コラム】 パテントGO！
「意匠の新規性喪失の例外について」
日本弁理士会中国会 弁理士 T. K
- …… ■

2. 内 容

- 【1】地理的表示海外保護・侵害対策の公募について（日本地理的表示協議会）

海外では、我が国G I 産品とは無関係の第三者による商標出願や模倣品が多発しています。ブランド価値を貶め、輸出機会喪失にも繋がるこうした事態を防ぐためには、何よりも、海外で先に商標登録等をすることが重要です。

なお、地理的表示海外保護・侵害対策事業は、日本地理的表示協議会が農林水産省補助事業の一環として実施しています。

【事業内容、補助率、補助上限】

- 1 海外へのG I 申請・登録及び商標出願・登録支援
 - （1）協力関係にあるタイ・ベトナムへのG I 申請：定額、300万円以内
 - （2）その他の国へのG I 申請：1/2以内、50万円以内
 - （3）海外への商標出願：1/2以内、1,000万円以内
- 2 海外での侵害対策支援：定額、500万円以内

【公募期間】2024/1/26(金)まで

【対象者】

- ア：G I 登録された生産者団体
- イ：G I 申請を行いかつ公示されている団体
- ウ：ア又はイの団体に代わって商標出願を行うことについて、当該団体と合意した構成員又は当該団体と一体となって知的財産の管理に取り組んでいる等海外へのG I 申請・登録及び商標出願・登録を支援すべきと認められる者※

※ G I 保護制度に登録された生産者団体又は同制度へ登録申請を行い
かつ公示されている団体が法人格を有しない場合に限る。

【お問い合わせ先】

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 3-1-12

日本地理的表示協議会（事務局：一般社団法人食品需給研究センター）

地理的表示海外保護・侵害対策公募係担当：江端、深澤

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.jgic.jp/koubo/index.html>

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【2】「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」説明会を開催します
（中国経済産業局、中小企業庁）

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁では、11月29日に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、全国ブロックごとの説明会を行うこととしており、中国ブロック説明会を以下により開催します。
発注側・受注側の別や業種・業態・規模、使用者・労働者の別を問わず、どなたでも参加可能ですので、是非御参加ください。

＜中国ブロック開催概要＞

【日 時】2024/1/10(水) 15:00～16:30【申込期限】2024/1/8(月) 17時まで

【場 所】中国経済産業局 2階第1会議室（広島市中区上八丁堀 6-30）

【対 象】事業場等の経営者、管理者、調達担当者等

（発注側・受注側の別や業種・業態・規模、使用者・労働者の別を
問わず参加可能）

【定 員】会場 60名（先着順）及び Microsoft Teams によるオンラインとの
ハイブリッド開催

【参 加 費】無料

【申込方法】以下のウェブサイトからお申し込みください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/torihiki/231219.html>

【3】（初級）特許情報活用研修（先行調査を覗いてみよう!）募集中（INPIT）

新規性喪失の例外規定は、出願前一年以内に自らの行為に起因して新規性を喪失した意匠であれば、出願された意匠と同一、類似又は非類似を問わず適用されます。今回このメルマガへの投稿に当たり、最も強調したい点が、「非類似であっても新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる」ということです。「非類似であっても新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる」のです。

商品タイプBの意匠出願について、展示会への出品された商品タイプAを公知例の証拠として、拒絶を受ける可能性があります。意匠出願前の段階における類似か非類似かは自らからの判断にしか過ぎませんから、確実に非類似であるとの自信が無いのなら商品タイプBについても、商品タイプAの展示会への出品を理由に、新規性喪失の例外規定の適用申請するのが無難です。たとえ本当に非類似であったとしても、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのです。

中国地域知的財産戦略本部事務局
経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室
住 所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号
TEL：(082) 224-5680
E-mail：bz|cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp

U R L : https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

[illegible]